

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁 航空装備研究所
管理 部 会 計 課 長 廣 瀬 末 人

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
航空装備研究所管理施設の法定点検	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁航空装備研究所	令和7年12月26日

説 明 会 なし。

3 入 札 ① 日 時 令和7年7月8日(火)14時00分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格 ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金 ① 入札保証金……免除
② 契約保証金……免除

7 入 札 の 無 効 ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 有 無 有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 郵便入札について

(1) 郵便入札の可否 可

(2) 郵便入札方法

書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。

(3) 郵送する書類等

(ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書

(4) 封筒について

前項(3)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

(5) 入札の回数

郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。

(6) 入札の無効

郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

(7) その他留意事項

郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和7年7月7日(月)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。

また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年7月7日(月)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。
- (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和7年7月7日(月)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)643 担当:佐藤

防衛装備庁仕様書			1 / 4
品 件 名	航空装備研究所管理施設の法定点検	仕様書番号	GAB3-JA-010
		作成年月日	令和7年6月6日
		作成部課名	航空装備研究所 管理部会計課

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、防衛装備庁航空装備研究所が管理する施設の法定点検（以下「本役務」という。）について規定する。

1. 2 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- (2) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年6月1日法律第181号）
- (3) 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年度国土交通省告示第1350号）
- (4) 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年度国土交通省告示第1351号）

2 役務に関する要求事項

2. 1 目的

本役務は、建築基準法第12条及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づき、建築物、昇降機以外の建築設備及び防火設備の点検を行うものとする。

2. 2 対象建物

本役務の対象建物は付表及び付図のとおり。

2. 3 点検資格者

点検資格者の要件は以下のとおり。

(1) 建築物の点検

一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者

(2) 昇降機以外の建築設備の点検

一級建築士、二級建築士、建築設備検査員資格者証の交付を受けている者

(3) 防火設備の点検

一級建築士、二級建築士、建築設備検査資格者証又は防火設備検査員資格者証の交付を受けている者

2. 4 役務内容

- (1) 点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は平成20年国土交通省告示第1350号及び第1351号による。

- (2) 点検の結果、防火設備に支障がある場合、修理・交換等の見積書を点検結果報告書に含めること。

3 提出書類

契約相手方は、表1に示す書類を作成の上、官に提出すること。

表1 提出書類

番号	名 称	数量	提 出 先	提出時期	備 考
1	点検結果報告書	1 部	防衛装備庁 航空装備研究所	検査実施前	

4 検査

2. 4項について、点検結果報告書に基づき検査を実施する。

5 その他の指示

5. 1 負担区分

- (1) 役務の履行に必要な工具等及び軽微な消耗品等は、契約相手方の負担とする。
 (2) 役務の履行に必要な電気及び水道は、無償で支援を受けることができるものとする。

5. 2 発生材

本役務で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分すること。

5. 3 官の支援

契約相手方は、本役務の履行に必要な官の保有する施設、設備及び文書を利用する必要がある場合は、あらかじめ官と協議の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができる。

5. 4 その他

- (1) 防衛装備庁航空装備研究所への入出門及び施設内への立ち入りについては官の許可を得ること。
 (2) 既存の施設及び役務対象機器について、汚損又は損傷のないよう適切な養生を行うこと。また、施設、機材及び職員等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において復旧及び補償を行うこと。
 (3) 役務場所は、常に整理、清掃を行い、役務完了後は当該役務に関する部分及び周辺の後片付け並びに清掃を行うこと。
 (4) 本役務の実施に当たっては、官と密接な関係を保ち、良好な結果が得られるように努めること。
 (5) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議すること。

対象建物一覧

番号	種 目	建物 番号	用 途	構 造	建 築 年月日	建築面積(m ²)		使用面積 (m ²)	建築設備			防火設備(個)			建基法 第12 条 対象	官公法 対象	備 考
						床	延		換気 設備	排煙 設備	非常用 照明	防火扉	防災 垂壁	防火 シャッター			
1	事務所建	312	原動機試験場	RC-2	S32.12.1	1,044.62	1,199.99	1,199.99	○		○					○	
2	事務所建	315	環境飛しょう体総合試験室	SRC-1	S38.3.20	2,741.65	2,741.65	2,741.65	○							○	
3	事務所建	316	サーボ補機試験室(資料館)	RC-1	S38.3.30	500.52	500.52	500.52	○							○	
4	事務所建	317	燃焼試験室	RC-1 (一部2階)	S38.3.30	231.59	258.59	258.59	○							○	
5	事務所建	322	風洞試験室	SRC-3	S46.3.30	887.41	1,196.16	1,196.16	○						○		
6	事務所建	327	計測解析センター	RC-2	S50.8.7	868.00	1,454.66	1,454.66	○		○					○	
7	事務所建	328	総合誘導試験場	RC-3 (一部S-1)	S55.3.31	1,146.00	2,731.38	2,731.38	○	○	○		3	3	○		
8	事務所建	329	原動機構造強度試験場	RC-2	S57.2.28	864.00	1,301.16	1,301.16	○		○					○	
9	事務所建	330	精密機器試験場	RC-2 (一部S-1)	S57.2.28	922.13	1,274.13	1,274.13	○		○					○	
10	事務所建	332	ロケット推進研究センター	RC-2	S59.3.22	561.90	1,103.40	1,103.40	○		○					○	
11	事務所建	333	(航空電子)解析センター	RC-2	H3.3.26	675.00	1,350.00	1,350.00	○	○	○		2			○	
12	事務所建	334	低速風洞試験室	RC-2	H4.7.30	460.25	736.35	736.35	○	○	○		8			○	
13	事務所建	335	管理棟	RC-3	H15.5.26	648.60	2,050.00	2,050.00	○	○	○			3	○		
14	工場建	304	機体強度試験室	S-1 (一部S-2)	S32.9.1	780.60	1,153.44	1,153.44	○		○					○	
15	工場建	324	遠心加速度試験室	SRC-1	S46.3.15	354.00	354.00	354.00	○							○	
16	倉庫建	354	物品管理倉庫	S-1	H30.10.25	249.50	249.50	249.50	○							○	
17	倉庫建	355	エンジン試験器材整備場	S-2	R2.7.9	600.00	837.48	837.48	○							○	
18	雑屋建	349	特高受電所	RC-2	H23.11.9	382.50	637.50	637.50	○		○					○	
19	雑屋建	350	エンジン研究センター	RC-2	H26.3.25	1,614.20	2,603.06	2,603.06	○		○					○	

